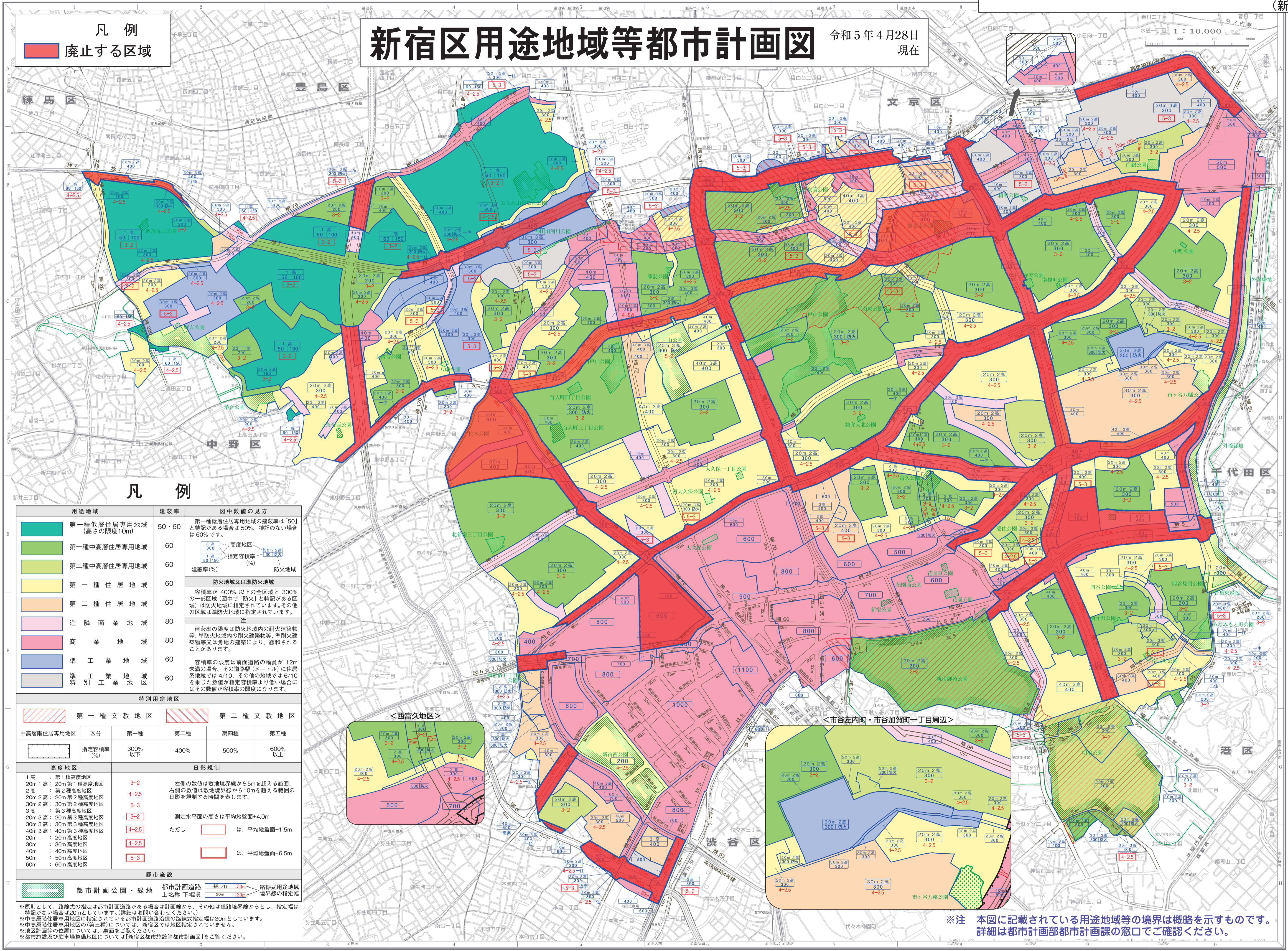


新宿区用途地域等都市計画図

令和5年4月28日現在

凡例
 廃止する区域



凡例

用途地域	建蔽率	図中数値の見方									
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。									
第一種中高層住居専用地域	60	<table border="1"> <tr> <td>3階</td> <td>300</td> <td>高度地区</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>300</td> <td>指定容積率</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>300</td> <td>防火地域</td> </tr> </table>	3階	300	高度地区	4階	300	指定容積率	5階	300	防火地域
3階	300	高度地区									
4階	300	指定容積率									
5階	300	防火地域									
第二種中高層住居専用地域	60	建蔽率(%)									
第一種住居地域	60	防火地域又は準防火地域									
第二種住居地域	60	容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。									
近隣商業地域	80	注									
商業地域	80	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等又は角地の建築物により、緩和されることがあります。									
準工業地域	60	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。									
準工業地域 特別工業地区	60										

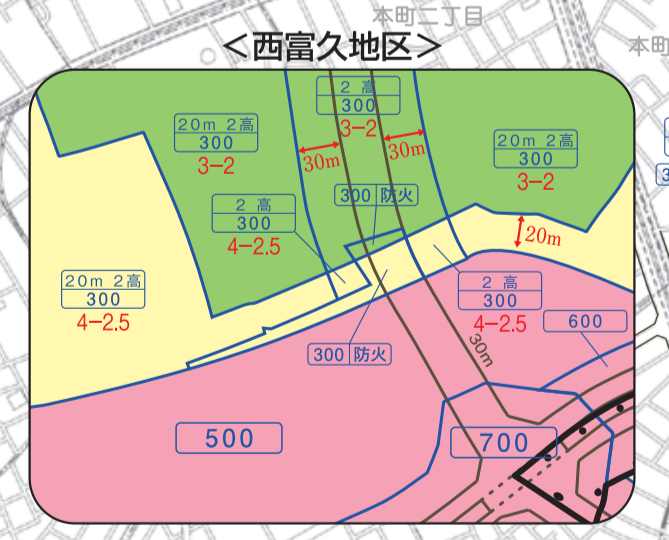
特別用途地区	
 第一種文教地区	 第二種文教地区

中高層階住居専用地区	区分	第一種	第二種	第四種	第五種
	指定容積率(%)	300%以下	400%	500%	600%以上

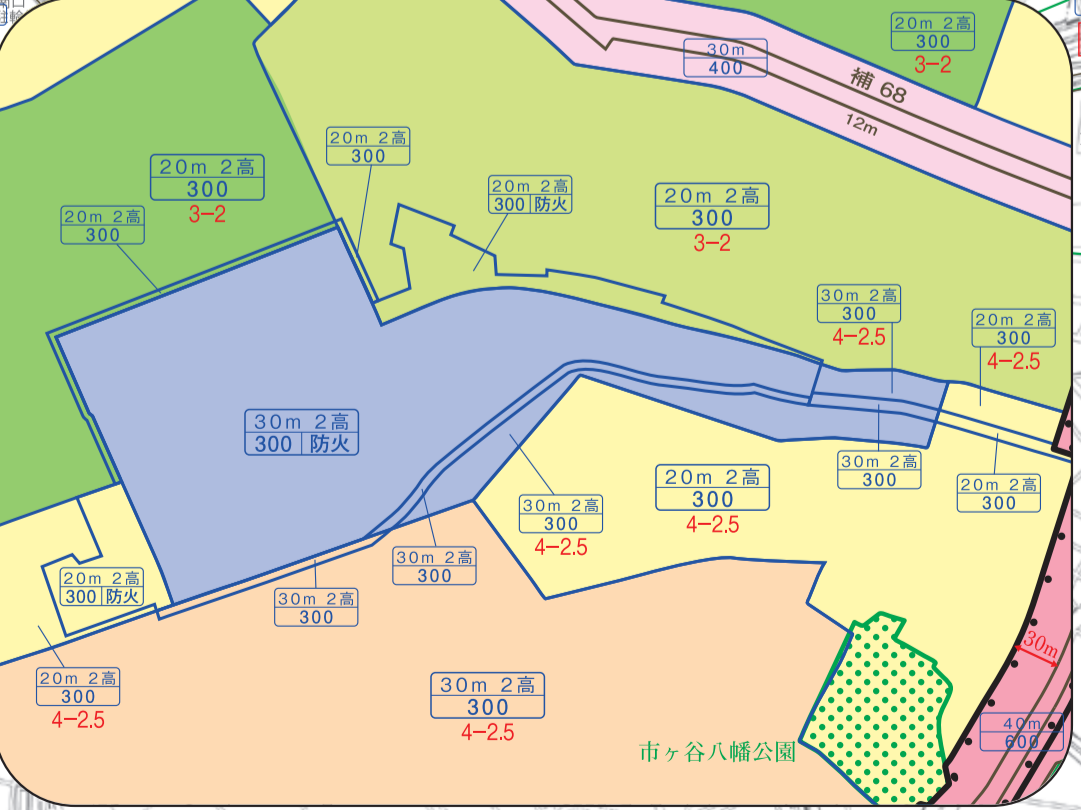
高度地区	日影規制
1高：第1種高度地区	左側の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右側の数値は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を表します。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし は、平均地盤面+1.5m は、平均地盤面+6.5m
20m1高：20m第1種高度地区	
20m2高：20m第2種高度地区	
30m2高：30m第2種高度地区	
30m3高：30m第3種高度地区	
40m3高：40m第3種高度地区	
20m：20m高度地区	
30m：30m高度地区	
40m：40m高度地区	
50m：50m高度地区	
60m：60m高度地区	

都市施設	
 都市計画公園・緑地	都市計画道路 幅7.6 幅10m 幅13m 幅15m 幅20m 幅25m 幅30m 幅35m 幅40m 幅45m 幅50m 幅55m 幅60m

※原則として、路線式の指定は都市計画道路がある場合は計画線から、その他は道路境界線からとし、指定幅は特記がない場合は20mとしています。(詳細はお問い合わせください。)
 ※中高層階住居専用地区に指定されている都市計画道路沿道の路線式指定幅は30mとしています。
 ※中高層階住居専用地区(第三種)については、新宿区では地区指定されていません。
 ※地区計画等の位置については、裏面をご覧ください。
 ※都市施設及び駐車場整備地区については「新宿区都市施設等都市計画図」をご覧ください。



市谷左内町・市谷加賀町一丁目周辺



※注 本図に記載されている用途地域等の境界は概略を示すものです。詳細は都市計画部都市計画課の窓口でご確認ください。